



広装協

組合だより

[52号]

広島県室内装飾事業協同組合

広島市西区三篠町1丁目7番4号
〒733-0003 TEL (082) 239-9281
FAX (082) 239-9282

発行責任者 教育情報内装士部委員会
委員長 南 利 信

防火壁装施工管理ラベルの 適正表示!!

防火壁装施工管理ラベルへの「登録事業者名」併記

組合では、施工管理者を明確にするため、平成25年4月1日から「防火壁装施工管理ラベル」へ登録番号（登録事業者番号）と登録事業者名を併記することとしました。
我々内装工事業者においては、建築物の内装の防火上の措置を定めている法律「建築基準法と消防法」に基づき施工しなければなりません。
とりわけ防火壁装施工においては、建築基準法の内装制限の定めに基づき施工管理を行っています。
したがって、日本壁装協会と壁装施工団体協議会が定めている防火仕上げにおいて、適正に施工した証として「防火壁装施工管理ラベル」を表示することとしています。
組合の会員皆さんは、次の事項を厳守し適正な施工管理をしてください。

防火壁装施工管理ラベルとは

防火壁装施工管理ラベルは防火仕上げを行った箇所に、日本壁装協会の防火壁装材料の管理システムに基づき、日本壁装協会と壁装施工団体協議会がその品質を表示するため定めました。
ラベルは、不燃材料・準不燃材料・難燃材料の3種類があり、表示は防火壁装施工管理ラベルに施工した防火壁装材料の認定番号と壁装施工管理者の登録番号とを記入して表示します。
認定番号と登録番号は

防火壁装施工管理ラベルは、壁装施工団体協議会の会員（日本室内装飾事業協同組合連合会・同会員）である広島県室内装飾事業協同組合（同ラベル支給窓口）が記入した上で登録者（施工管理者）に支給されます。
これまで登録者は登録番号（登録事業者番号）のみを表示してきましたが、平成25年4月1日から発給する同ラベルには登録番号（登録事業者番号）と登録事業者名を併記することとしました。

防火壁装施工管理ラベルの受給と貼付

(1) ラベルの受給
ラベルは、壁装施工管理者が直接施工・管理した工事についてのみ受けることができます。
壁装施工管理者は、登録をしている団体（広島県室内装飾事業協同組合）に、壁装施工団体協議会（書式：20・01のラベル交付申請書を用いて、必要事項を記入し、提出してラベルの交付を受けます。
壁装施工管理者は、交付申請書の控えを10年間

保存することが義務付けられています。
(2) ラベルの貼付
ラベルの貼付は、日本壁装協会制定による「防火壁装材料の標準施工法」によって仕上げられた室内の防火性能を品質表示するため、貼付し表示を行います。
正しい防火仕上げをした場合、施工した箇所に認定条件を遵守した仕上

壁装施工・管理者の資格

(1) 壁装施工・管理者の資格
壁装施工・管理者には、企業の場合と個人の二通りがあります。
個人の場合は、実際に施工する技能者又はその管理をする人で、協議会が定める書式により、所属する会員に登録しなければなりません。
協議会が定めた講習会を受講し修了証の交付を受けなければなりません。
*壁装施工団体協議会が

定めた講習会を受講し修了証の交付を受けること。
*壁装施工団体協議会の講習を受け再登録する。✓
*資格の有効期限は3年間。△有効期限内に講習を受け再登録する。✓
*壁装施工団体協議会が

防火壁装施工管理ラベルの適正表示

(1) 防火仕上げをした証
建築基準法の内装制限（第35条の2）の定めに基づき仕上げた物件で
建築基準法施行令（第112条、第120条、第128条の3、第128条の4、第129条）の定めに基づき仕上げた物件です。
その他国土交通大臣が定めた防火材料を使用し仕上げた物件です。
(2) 顧客・居住者への安心
防火壁装材料は、壁紙と下地基材と施工方法と

平成25年度 前期技能検定受検 のご案内

国家試験であります「平成25年度（前期）技能検定」が、次のとおり実施されます。
受験を希望される方は、組合事務局までご連絡ください。技能検定案内と受検申請用紙を送付いたします。

《受検申請受付期間》
平成25年4月8日（月）
～4月19日（金）△組合受付は4月17日（水）
《検定職種》
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事）
作業△1・2級
内装仕上げ施工（木質系床仕上げ工事）
作業△1・2級
《実技試験》
平成25年6月5日（水）～9月10日（火）
期間内の指定する日（後

平成25年度
技能検定受検案内

技が活きる
自信と誇り

国家検定

詳しくは「厚生労働省（http://www.mhlw.go.jp）、中央職業能力開発協会（http://www.jvnda.or.jp）
厚生労働省、都道府県、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会、指定試験機関

《受検手数料△各職種とも》
実技試験：16,500円
学科試験：3,100円
《受検資格》
二級→2年以上の実務経験のある者
一級→7年以上の実務経験のある者又は二級合格後2年以上の実務経験のある者

技能検定トライアルのお知らせ!!
技能検定試験に先駆けトライアルを実施します。
受講希望者には後日、詳細について連絡します。
実技トライアル：6月△予定
学科トライアル：7月△予定

の組合わせによって得られた防火性能により、国土交通大臣により不燃材料、準不燃材料又は難燃材料に認定されます。

国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。
認定番号RM-5678

難燃材料
〔基材との組み合わせによる〕
日本壁装協会
壁装施工団体協議会
施工管理者
広装協インテリア㈱
E-34-09281

国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。
認定番号NM-1234

不燃材料
〔基材との組み合わせによる〕
日本壁装協会
壁装施工団体協議会
施工管理者
広装協インテリア㈱
E-34-09281

国土交通大臣の認定を取得した防火壁装材料仕上げです。
認定番号QM-3456

準不燃材料
〔基材との組み合わせによる〕
日本壁装協会
壁装施工団体協議会
施工管理者
広装協インテリア㈱
E-34-09281



建設雇用改善推進事業

「建設雇用改善推進事業」の一環として組合員に「労働契約法」について、シリーズで情報を提供しております。
▲清文社の「労働契約法労働基準法の実務」から抜粋したものを活用させていただいております。▽

労働契約法第7条

(労働契約の内容と就業規則との関係)

労働者及び使用者が労働契約を締結する場合に

おいて、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させている場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約にお

いて、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第12条に該当する場合を除き、この限りでない。

▲条文の趣旨▽

本条は、労働契約締結時における労働契約の内容と就業規則との関係を規定する条文であり、従前の判例法理を採り入れて規定されたものである。

本条本文では、①労働契約締結時において、②合理的な労働条件を定める就業規則であること(合理性の要件)、③使用者が当該就業規則を労働者に周知させていたこと(周知性の要件)を充

たす場合には、当該就業規則の規定が、具体的労働契約の内容になることを規定している。

本条本文により、採用過程で明記されない福

利厚生や懲戒などの労働条件に関する細目は、就業規則が補充することになる。

本条但書は、労働契約

において、就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた場合には、当該労働契約に定める労働条件を優先適用する旨を定めたものである。

▲条文制定の経緯▽

本条は、「判例法理に沿って規定したものであり、判例法理を変更するものではない」(平成20年1月23日基発第0123004号)ので

あるから、判例法理を理解しなければ、条文の意味を正確に理解することはできない。

(1)学説

従来、就業規則の労働者に対する拘束力、就業規則の効力発生要件等を判断する前提として、就業規則の法的性質について、就業規則それ自体を法的にも労働者及び使用者を拘束する法規範とみる法規範説、就業規則が労働関係を規律するのはあくまで労働者と使用者間の契約内容となることによつてであると説く契約説などが唱えられてきた。

(2)労働契約法案要綱

平成19年2月2日、労働政策審議会が厚生労働大臣に対して「おおむね

妥当と考えられる。」と答申した「労働契約法案要綱」では、「労働契約の成立」の項目において、

「使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則の労働条件によるものとする」とされていた。

▲実務上の問題点▽

①本条の適用場面は労働契約締結時に限定され、就業規則が存在しない職場で労働契約締結後に新たに就業規則を制定した場合や、就業規則の存在する事業場で労働契約締結後に使用者が就業規則の変更を行った場合を含む。

②労働契約締結後に、就業規則が存在しない事業場で新たに就業規則を制定した場合の就業規則の内容自体の合理性を意味する。

③合理性の有無は、個々の労働条件について判断される。

したがって、就業規則中、合理的な労働条件を定めた部分と、合理的でない労働条件を定めた部分とがある場合には、合理的な労働条件を定めた部分については効力が生じ、合理的でない労働条件を定めた部分は効力が生じないことになる(平成20年1月23日基発第0123004号)。

「周知」とは、労働者が知ろうと思えばいつでも就業規則の存在や内容を知り得るようにしておくことをいう。

②「労働者に周知させていた」といえるためには、その事業場の労働者及び新たな労働契約を締結する労働者にたいし、あらかじめ周知させていなければならない。

ただし、新たに労働契約を締結する労働者については、労働契約の締結と同時に場合も含まれるとされている。



年度末も終わり、皆様ホツとしておられる頃ではないでしょうか？

少し前にテレビで、某家具量販店の社長さんと大学の教授が対談しておられました。

「海外で安く生産した家具を輸入して国内で安く販売する家具量販店のような形態が、日本国内の仕事奪い、デフレを促進している」と唱える大学教授に対して、家具量販店の社長は「こんなデフレの世の中で安いものを提供することが大事と考えて、できるだけ

景気が回復するときは?!

組合・理事 岡田展政

気がします。

自分の使うお金がどんな巡り方をしているのか、考えてみるのが大事かもしれません。

昔は、近くの商店で買い物をし

安く提供できる方法を考えて続けるんです」と答えておられました。

どちらの言い分も確かです。ただ、今の不況は我々消費者が安い物を求め続けてきた結果のような

安く提供できる方法を考える

るんです」と答えておられました。

どちらの言い分も確かです。ただ、今の不況は我々消費者が安い物を求め続けてきた結果のような

安く提供できる方法を考える

るんです」と答えておられました。

どちらの言い分も確かです。ただ、今の不況は我々消費者が安い物を求め続けてきた結果のような

てその商店からも注文を頂く。そんなコミュニティがありました

が、今では買い物は車で大型店へ行くようになり、近くの商店街はシャッター通りとなりました。こ

金ば天下の回りものと言われま

すが、今の消費の仕方ではなかなかお金は回って来そうにないですね。

政府が物価を上げようと色々な

方策を練っていますが、携帯ゲー

ムの会社がプロ野球球団を持つような時代、時間とお金の使い方を一人ひとりがもっと考えることができた時に、景気は回復するのかもしれない。

利ですが、これも消えたまま巡ってこないお金の使い道のように思

います。

金ば天下の回りものと言われま

すが、今の消費の仕方ではなかなかお金は回って来そうにないですね。

政府が物価を上げようと色々な

方策を練っていますが、携帯ゲー

ムの会社がプロ野球球団を持つような時代、時間とお金の使い方を一人ひとりがもっと考えることができた時に、景気は回復するのかもしれない。

業場で使用者が就業規則の変更を行った場合については、労働契約法第10条が適用される。

②労働契約締結後に、就業規則が存在しない事業場で新たに就業規則を制定した場合の就業規則の効力については、本条が適用されない。

しかし、個別労働契約に定められた労働条件を本条により労働者に不利益に変更することはできない(本条但書)、労働条件を定めた就業規則はそもそも存在しなかったものであるから、労働契約締結後に就業規則が存在しない事業場で、新たに就業規則を制定した場合の就業規則に定められた労働条件が労働条件になる

としても、労働者の既得権侵害の問題は生じない。

もちろん、労働条件が全く定められていなかった事項について、何らかの労働条件が設定されることにはなるが、労働条件となるのは、合理的な労働条件を定めた就業規則に限られるのであるから、労働者が不当な不利益を被るおそれはない。

本条の「就業規則」とは、労働者が就業上遵守すべき規律及び労働条件に関する具体的細目について定めた規則類の総称をいい、労働基準法第89条の「就業規則」と同様であるが、本条の「就業規則」には、常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者が作成する労働基準法第89条では作成が義務付けられて

会員の動向

☆新会員の紹介

★正組合員

●株式会社アボイ装飾

●代表者 中谷文彦
●住所 広島市東区尾長東1丁目6-25
●電話 082-2264-0503
●FAX 082-2262-8822

●有限会社インテリア末広

●代表者 平岡敏晴
●住所 広島市安佐南区上安3丁目5-3
●電話 082-878-6957
●FAX 082-878-6995

●有限会社カーテン工房

●代表者 横山栄二
●住所 廿日市市宮内993-2
●電話 0829-200-2345
●FAX 0829-200-2346

●有限会社タマルヤ室内装飾

●代表者 後藤伸次
●住所 庄原市板橋町484-30
●電話 0824-72-4806
●FAX 0824-72-6947

●有限会社ロフトコーポレーション

●代表者 田村誠
●住所 広島市安佐北区口田南9丁目17-1
●電話 082-845-2390
●FAX 082-845-2397

●有限会社サインズ

●代表者 竹本和夫
●住所 広島市西区商工センター6丁目6-27
●電話 082-270-2940
●FAX 082-270-2938

★准組合員

●内装屋はやし

●代表者 林達也
●住所 広島市安佐北区上深川町1193-2
●電話 082-844-7797
●FAX 082-844-7797

★賛助会員

●ヤヨイ化学販売株式会社福岡営業所

●代表者 森仁志
●住所 福岡市博多区山王1丁目14-20
●電話 092-411-3459
●FAX 092-411-3539

組合は去る3月1日（金）に広島市東区のホテルグランヴィア広島会議室において理事会を開催した。

議し、4月1日発行分から登録事業者番号と登録事業者名を併記することを出席理事全員の同意により承認した。

審議事項については、
①防火壁装管理ラベルの
事業所名併記について協
②組合の会員制度につい
ては、既存の准組合員で
組織（株）又は有 事業者

②組合の会員制度については、既存の准組合員で組織（株又は有）事業者

は正組合員へ移行する」ととし、最終移行期限を平成26年3月31日とする。こととして、特別移行期間（平成25年4月1日から9月30日）を設けること

とと、ラベル会員の組合員への移行も原案どおり出席理事全員の同意により承認した。

出席者
若山枢夫理事長、黒田

明・渡辺悦司副理事長・
小田和男専務理事・南利
信・竹内剛・菅波修・濱
本宏和・藤光雄二・岡田
展政・小林修理事

日装連中国ブロック会では、3月8日（金）午後2時から9日（土）正午まで広島市中区のオリエンタルホテル広島で春季定例会が開催された。

ブロック会には、各組合から理事長、副理事長、専務理事、事務局長が出席し、日装連からも安田専務理事が出席された。

ブロック会は午後2時に開会し、福田副会長（鳥）への質問・要望事項について」では、事前に日装用を広げることができるとのことであった。

ね・理事長）、岡 章恒（しまね・副理事長）、

用を広げることができ
ね・理事長）、岡 章恒
ることであつた。
(しまね・副理事長)、

局長、高田修造（岡山
県・理事長）、城口 隆
（岡山県・副理事長）、
牧内晴美（岡山県・事務
局長）、黒田 明（広島
県・副理事長）、渡辺悦
司（広島県・副理事長）、
小田和男（広島県・専務
理事）、米山福司（広島
県・事務局長）、古野訓
章（山口県・理事長）、
矢野典子（山口県・事務

A group of men in suits are seated around a large, U-shaped conference table covered with a white tablecloth. The room has light-colored walls and a carpeted floor. Several green bottles and papers are on the table. The men are engaged in a meeting, with some looking at documents and others looking towards the center of the table.

第27回技能グランプリが平成25年2月22日（金）～25日（月）の4日間、厚生労働省・中央職業能力開発協会（社）全国技能士会連合会の主催で千葉市の幕張メッセを主会場とした4会場で開催され、28職種で競技が行われ47都道府県から482人の選手が参加して「技」日本一を競い合った。

広島県からは6職種7人が挑戦された。壁装部門には、全国か



ら28人の技能者が参加し、技と感性で白熱した競技を繰り広げられたが、組合員・貴装工の倉迫貴裕氏はみごと2位に入賞された。

広島県から壁装部門への出場は、実に11年ぶりであった。

1. 組合員資格

- ①組合の定款第8条に定める資格。
- ②正組合員加入要綱に定める資格。（加入手續が必要。）
- ③組織（株又は有）事業者又は個人事業者とする。

必要。）

②個人事業者とする。

③既存の組織(株又は有)事業者は順次正組合員に移行する。

△特例移行期間を平成25年4月1日から9月30日とし、最終移行期限を

た場合は、正組合員又は准組合員（個人事業者のみ）に移行する。

2. 会費
年間10,000円

3. その他

①会費は年1回4月上旬に請求する。（2カ月

1,500円

- ② 一般会員4,000円
(一般賦課金2,500円、教育情報賦課金1,500円)
5. その他
- ① 議決権を有する。
- ② 賦課金、ラベル等売上

③脱退してラベル会員への移行はできない。

【ラベル会員】

1. 会員資格

①ラベル会員ラベル利用規程に定める資格。(加入手続きが必要。)

賛助会員規約に定める資格。(加入手続きが必要。)

2. 会費
年間50,000円
3. その他
- ①会費は年1回4月上旬

1. 會員資格

- ① ラベル会員ラベル利用
規程に定める資格。(加
入手続きが必要。)
- ② 消防庁登録者番号を有
する防災表示者又は日
本室内装飾事業協同組

年間50、000円

3. その他

①会費は年1回4月上旬に請求する。

②ラベル等売上代金は4半期ごとに請求する。

1. 會員資格

- 賛助会員規約に定める資格。（加入手続きが必要。）
2. 会費
年間50,000円
3. その他
- ① 会費は年1回4月上旬に請求する。
- ② ラベル等売上代金は4半期ごとに請求する。

1. 准組合員資

1. 准組合員資

理事）、米山福司（広島



青年部会活動

一年の総括

青年部会 部長 西山 勝久

本年度から青年部会部長という大役を仰せつかって、右も左もわからない状態で見切り発車しましたが、役員をはじめ部会員、事務局の方に助けて頂いて、なんとか一年間務めて参りました。この一年はあつという間違ったように思います。私は、本年度の活動方針として、見直し改善をテーマに業界の底上げを実現する」としました。事業活動は、前年度と同じにしましたが、メンバーを変更することにより見直しを試みる事にしました。結果、ボランティア事業では、今までは業界のPRが課題でありましたが、新聞に大きく掲載され我々の活動をたくさんの人に知っていただけた。エコ事業では、我々が今後取り組まなければならないであろう、スマートハウスについての勉強会を行い、知識の向上に役立てることができました。IT事業では、我々の業務に役立つためのタブレット端末によるアプリ開発し発表会及びアイパッド勉強会を行いプレゼン力の強化及び日常業務の簡略化が図れました。

エコ事業グループ 第2回勉強会を受けて

エコ事業グループ (有)マキタエンタープライズ

横田 幸一郎

広装協 青年部会エコ住宅関連技術勉強会 第2回セミナーは、2013/1/18袋町パナソニックショールーム会議室で開催された。前回、太陽光発電の勉強会を開催し、今回は、家全体の電氣的なエコ、いわゆるスマートハウスとか、オール電化住宅と称される住宅設備について勉強会であった。講師は、パナソニック



いうことである。震災以降、もしもに備える意識が高まり、省エネ意識も高まっている太陽光発電、LED照明などはもちろんのこと節電対策としては、冷蔵庫、照明、テレビ、エアコンなど家電のこまめなON、OFFが重要でこれらの使用状況をリアルタイムで見える化しているものをSMART ENERGY GATEWAY (SEG) という。AISEG (artificial intelligent SEG) とは、後付けが可能なSEGシステムで、補助金のおかげで、工賃のみで家につけることができる。実際に、見える化にするだけで電気代は10%節約されるということであった。賃貸にも応用できるということであった。前回今回と電気を中心、家のエネルギーマネージメントをすることを学習した。住宅設備に関する最新技術をトータル的に学習できたことは、良いことであった。聞きかじりやTVで知っているだけの知識では、いざお客様に聞かれた時に中途半端な説明しかできない。「私のところは内装業なのでさっぱりわかりません」と答えてしまいか、大体の、しかも正確な説明をした上で、担当他業者を紹介するというのは、お客様への印象は違ふと考えることができる。また、我々内装業者としては、HEMSを活用する内装を提案して行くことが、今からの住宅に要望されていることである。その住宅の条件に合う、断熱、換気、空気環境までを配慮した機能面での内装の提案。また、カラーマネージメント、コストのことまで考慮した提案ができるような実力をつけて行きたいと思ったし、また、今回のような勉強会で、機会を与えていただいて、内装にもまだまだビジネスチャンスがあると感じることができた。企画実行していただいた金行リーダーを中心とした、青年部会のメンバーの皆様、また、講師の徳田様、2回に渡る勉強会ありがとうございました。

IT事業発表会を終えて...

IT事業グループ(有)スペース・デコ 吉岡 猛

1月26日、とうとうその日はやって来た。長きに渡るミーティングの日々、ITに疎い私にとっては苦痛の時間を重ねて来ました。ITという事業テーマに対して何をすべきか?との問いから始められたミーティングは、これから必要不可欠であろうiPadというツールに重点を置くことに決め、それじゃあiPad用のアプリを作ってみた。面白いのでは?となり、作ったアプリの紹介だけではボリュームが少なからず講師を呼んで実用的なものを紹介してiPadへの興味を煽ってみたら?ということでの今回のセミナー内容が落ち着きました。アプリ作成については、プログラムは1人で作り込むほうが効率良いだろうとのことから、メンバーの中ではITに詳しい西山部会長にお願いすることにしました。西山部会長は、アプリ作りの参考書を買集めることから始め、勉強し、少しずつ形あるものを作り上げてくれました。作るアプリの内容は、クロスの採寸を現場でしたものを打ち込むだけでリピート計算して、必要メーター数を出し発注書を作り発注出来るというものです。西山部会長には、並々ならぬ苦労があっただろうと思います。メンバーの率直な改善提案に対して1つずつクリアするために勉強し直し、寝る間も惜しんで作り変えてくれました。見事に我々もアプリを作れるということを実証してくれました。有難うございます。IT発表会の講師には、iPadマスターとして福山市で講師活動されています島居志保先生にお願いすることにしました。講師ともメンバーと何度かディスカッションを行い、講義内容を決めました。セミナーでは、合成写真の作り方、クラウドの使い方、プレゼンでのiPad活用などを講義して頂きました。さすが日頃、老人大学でお年寄り相手に講義されるだけあり聞き取りやすい声・口調で、丁寧に判りやすく教えて頂き、大変勉強になりました。知れば知るほど、こうして福山市で講師活動されたツールを使えることの便利さ楽しさを身にしみて感じた1日でした。今回のセミナー参加者21名、皆同じ気持ちだったのではないのでしょうか。4時間のIT事業発表会もあつという間に終り、そのあとの懇親会へも多くの方に出席して頂きました。懇親会会場でも島居先生への質問タイムが続き、皆様の興味の深さに感心しました。メンバーと苦労して考えたIT事業発表会ですが、苦労した分終わったあとの感動は格別で癖になりそうです。本当に楽しかったです。今回の事業では青年部会活動のみならず仕事においても、こうした皆様との二重にあったことを考えていくことが大事だということ強く感じました。

